

令和2年12月28日

所 属	介護保険事業担当	障害福祉政策担当
所属長	西野 俊哉	富田 憲幸
電 話	06-6489-6343	06-6489-6577

新型コロナウイルス陽性者にサービスを提供する従事者（介護・障害福祉）への支援について

全国的に第3波による感染者数の増加に伴い、新型コロナウイルス感染症患者受入病院での病床の確保が困難な状況となっており、高齢者施設等で感染が発生した場合に入院までの間、施設等で療養・介護を行う状況が発生しています。

現在、本市では、新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者等」に在宅支援を行う介護サービスや障害福祉サービスの従事者に対して協力金を支給する制度を実施しているところですが、このような状況に鑑み、当該制度を拡充し、施設や居宅で療養している「陽性者」に支援を行う介護サービスや障害福祉サービスの従事者に対して新たに協力金を支給することとします。

1 支給対象者

市内の陽性者に支援を行う介護サービスや障害福祉サービスの従事者

2 支給対象期間

陽性判明後、入院するまでの期間

3 支給額

(1) 施設等で支援する場合

1日あたり12,000円

(2) 居宅で支援する場合

1人あたり12,000円/日※

※ 同一の陽性者に対して、同日に複数回の在宅支援を行った場合は、1人分の支給(12,000円)とする。

(従来の濃厚接触者等に対する協力金は1人あたり3,000円/日)

4 支給方法

支給対象者からの申請に基づき、当該支給対象者の銀行口座等に直接振り込みを行う。

5 制度施行日

令和3年1月1日

ただし、支給条件に該当する場合は遡及適用を行う。

以 上